

(写)

魚沼社協第 81号
令和3年9月21日

魚沼市長 内田幹夫様

社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会
会長 穴沢邦男

社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会事務局本部機能及び
旧広神庁舎の利活用について（回答）

日頃より、本会の事業・運営について、特段のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、本会では、魚沼市からの旧広神庁舎の利活用の意向を9月末までに回答いただきたい旨の話しを受けて、理事会で本会事務局に関する方針を整理し、民生委員・児童委員や福祉団体・ボランティア団体に説明しご意見を伺い、その経過を経て、別紙のとおり『社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会事務局に関する方針について』（説明会資料）を理事会で決定しました。

これにより、当面の事務局本部機能は、小出ボランティアセンター内に置き、旧広神庁舎への移転は行わないこととしましたのでご報告します。

なお、今後は本会の最上位計画として中期経営計画（仮称）を策定し、重点課題に計画的に取り組むこととしております。

当該計画の策定にあたりまして、ご支援・ご指導を賜りますようお願いいたします。

【別紙】

社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会事務局に関する方針について

◎当面の方針

事務局本部機能は、小出ボランティアセンター内に置く。地域に配置してある支所等の活動拠点も可能な範囲において継続運営していく。

1. 現在、小出ボランティアセンターに本会の事務局本部機能を置いており、当該機能は移転しない。
2. 地域の活動拠点については、民生委員児童委員協議会や福祉団体・ボランティア団体の活動支援や各種の相談窓口として機能しており、当面存続させていく。

◎今後の検討方針

本会の使命・理念や事業展開の基本的な考え方を整理し、重点課題を計画的に取り組むために、中期経営計画（仮称）を策定する。

1. 当該計画に、事務局の在り方も含めた組織体系の方向性を示していくこととする。
2. 中期経営計画（仮称）の策定にあたっては、市及び民生委員児童委員協議会や福祉団体・ボランティア団体等と連携し策定する。
3. 中期経営計画（仮称）の計画年度は、令和5年度からの向こう5年の令和9年度を予定し、令和4年度を計画策定年度として準備をすすめたい。